

■火山の噴火に関する情報

◆ 噴火警報・噴火予報

噴火警報は、噴火に伴って発生し、生命に危険を及ぼす火山現象(大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象)の発生やその拡大が予想される場合に、警戒が必要な範囲(生命に危険を及ぼす範囲)を明示して発表するものです。

警戒が必要な範囲に居住地域が含まれる場合は「噴火警報」または「噴火警報(居住地域)」、含まれない場合は「噴火警報(火口周辺警報)」または「噴火警報(火口周辺)」として発表されます。これらの噴火警報は、報道機関、都道府県等の関係機関に通知され、直ちに住民等に周知されるとともに、必要な防災対応をとることになります。なお、噴火警報を解除する場合等は「噴火予報」が発表されます。

◆ 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて必要となる具体的な防災対応を「避難」、「避難準備」、「入山規制」、「火口周辺規制」、「平常」の5段階に区分したもので、住民や登山者等が防災行動を火山活動の状況や影響範囲を踏まえた分かりやすい指標として平成12年1月に発表が開始されました。噴火警戒レベル1は噴火予報で、噴火警戒レベル2,3は火口周辺警報で、噴火警戒レベル4,5は噴火警報で発表されます。なお、噴火警戒レベル4,5の「噴火警報」は、警戒が必要な居住地域を含む市町村に対する「火山現象特別警報」に位置づけられます。

■富士山の噴火警戒レベル

予報警報	対象範囲	レベル(キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	大規模噴火が発生し、噴石、火砕流、溶岩流が居住地域に到達(危険範囲は状況に応じて設定)。 [宝永(1707年)噴火の事例] 12月16日～1月1日:大規模噴火、大量の火山灰等が広範囲に堆積 [その他の噴火事例] 貞観噴火(864～865年): 北西山腹から噴火、溶岩流が約8kmまで到達 延暦噴火(800～802年): 北東山腹から噴火、溶岩流が約13kmまで到達 顕著な群発地震、地殻変動の加速、小規模噴火開始後の噴火活動の高まり等、大規模噴火が切迫している(噴石飛散、火砕流等、すぐに影響の及ぶ範囲が危険)。 [宝永(1707年)噴火の事例] 12月15日昼～16日午前(噴火開始前日～直前): 地震多発、東京など広域で揺れ
		4 避難準備	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要。	小規模噴火の発生、地震多発、顕著な地殻変動等により、居住地域に影響するような噴火の発生が予想される。(火口出現が想定される範囲は危険)。 [宝永(1707年)噴火の事例] 12月14日まで(噴火開始数日前): 山麓で有感となる地震が増加
火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 入山規制	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等。	居住地域に影響しない程度の噴火の発生、または地震、微動の増加等、火山活動の高まり。 [宝永(1707年)噴火の事例] 12月3日以降(噴火開始十数日前): 山中のみで有感となる地震が多発、鳴動がほぼ毎日あった
	火口周辺	2 火口周辺規制	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	影響が火口周辺に限定されるごく小規模な噴火の発生等。 [過去事例] 該当する記録なし
噴火予報	火口内等	1 平常	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	特になし。	火山活動は静穏(深部低周波地震の多発等も含む)。

注1)ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

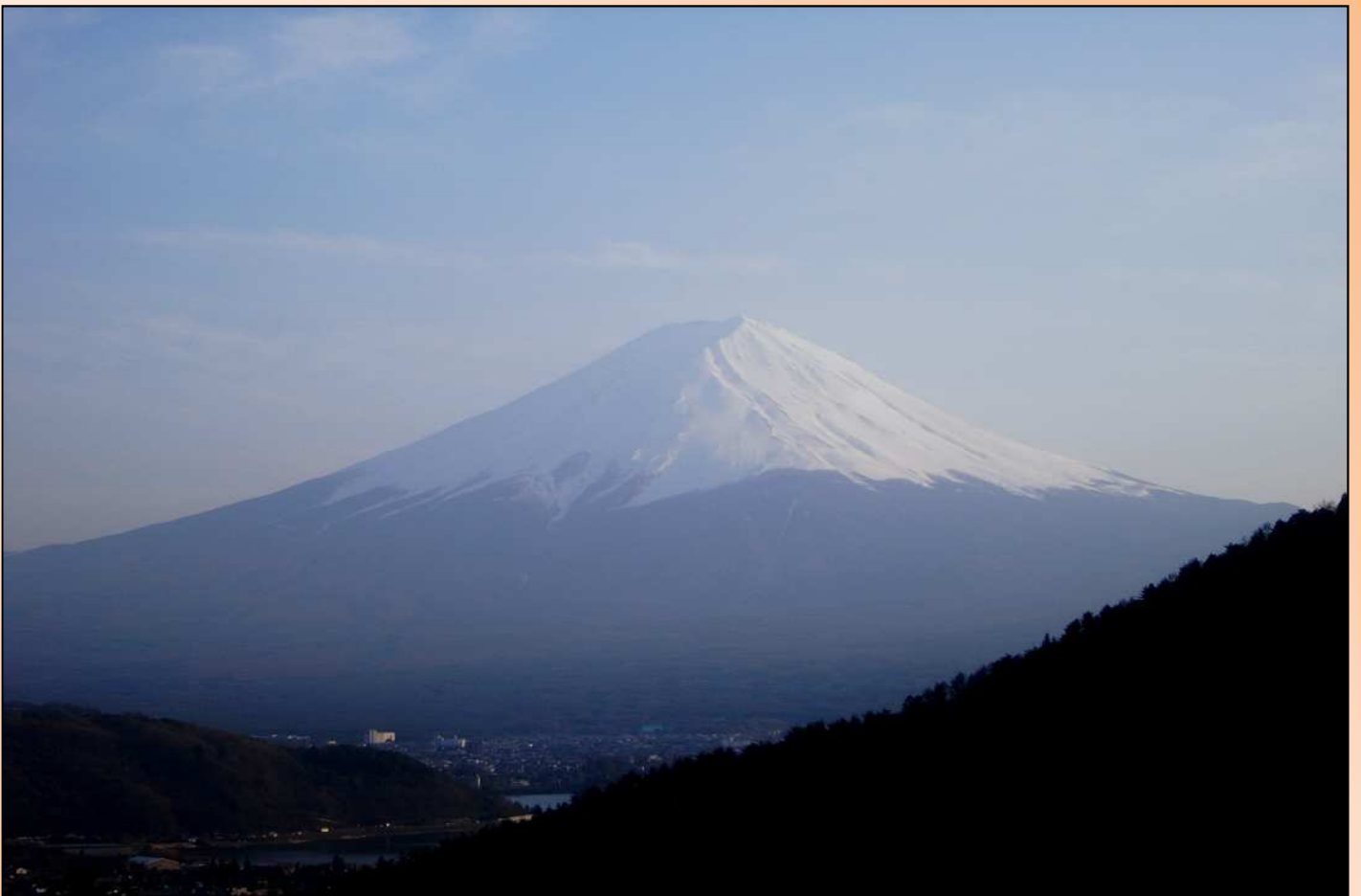
注2)ここでは、噴火の規模を噴出量により区分し、2～7億 m^3 を大規模噴火、2千万～2億 m^3 を中規模噴火、2百万～2千万 m^3 を小規模噴火とする。なお、富士山では火口周辺のみに影響を及ぼす程度のごく小規模な噴火が発生する場所は現時点で特性されておらず、特定できるのは実際に噴火活動が開始した場合と考えられており、今後想定を検討する。

注3)火口出現が想定される範囲とは、富士山火山防災マップ(富士山火山防災協議会作成)で示された範囲を指す。

注4)噴火警報(噴火警戒レベル4[避難準備]、5[避難])は、特別警報に位置づけられている。

富士山の噴火に備える

～富士山火山広域避難計画～



富士山は、日本列島のほぼ中央に位置し、日本一の高さ(3,776m)を誇り、その雄大な姿は、多くの人々に感動を与えるとともに、我々の生活に様々な恵みをもたらしてくれます。

しかし、今から約300年前の西暦1707年に、南東山腹の宝永火口において噴火しており、それ以前にも度々噴火してきた活火山であり、現在も噴火の可能性があります。

平成26年2月6日に、三県、市町村、国、関係機関で構成された富士山火山防災対策協議会において、「富士山火山広域避難計画」を策定しました。

現在、この計画を基に、協議会では、地域住民の具体的な避難方法等について検討を進めているところです。このパンフレットは、富士山噴火に備え、避難の基本的な考え方を知り、富士山火山と上手につきあうための一助としてください。

富士山火山防災対策協議会

■火山現象

◆ 火口(形成)

マグマや火山ガス、火山岩塊等が噴出する穴(割れ目)。

火口ができると想定される範囲を**第1次避難対象エリア**としています。

このエリア以外にも火口ができる可能性があります。



◆ 溶岩流

火口から噴出したマグマが、高温の液体として地表を流れる現象。地形や溶岩の温度、組成等により変化しますが、速度は他の現象に比べ比較的遅く、段階的な避難が可能です。

噴火開始後3時間以内に溶岩流が到達する可能性のある範囲(**第2次避難対象エリア**)では、噴火前に避難する範囲となります。

噴火開始後3時間を越えて溶岩流が到達すると想定される範囲(第3次、第4次A、第4次B避難対象エリア)では、溶岩流の流下状況に応じて避難する範囲を決めています(一般住民の場合)。

■ ポイント ■

ラインとは、溶岩流はより低い場所に流れ、尾根を越えることは稀と考えられるため、富士山山頂から放射状に延びる尾根のうち比較的大きな尾根により、溶岩流の流下が想定される範囲を区分したものです。

山頂の東側から時計回りにライン1からライン17まで定めています。

ライン1から10までは静岡県、ライン9から17は山梨県(ライン9、10は両県に跨ります)

◆ 火砕流

火山灰や火山弾、火山岩塊等が高温の火山ガスや取り込んだ空気と一段となって時速数十 km から数百 km の斜面を流下し、生命の危険性が高い現象。

火砕流が到達すると考えられる範囲を、**第2次避難対象エリア**としています。



◆ 大きな噴石

爆発的噴火の際に放出される比較的大きい火山弾や岩塊。風の影響を受けずに弾道を描いて飛散し、火口から数 km まで飛散することがあります。

大きな噴石が到達すると想定される範囲を、**第2次避難対象エリア**としています。



■溶岩流等避難対象エリアの設定

溶岩流等の影響想定範囲は、溶岩流の最終到達範囲とし、これを第1次避難対象エリアから第4次B避難対象エリアまでの5つの避難対象エリアに区分しました。

避難対象	説明
影響想定範囲	可能性マップの示す範囲(火口形成、火砕流、大きな噴石、溶岩流)
第1次避難対象エリア	想定火口範囲
第2次避難対象エリア	火砕流、大きな噴石、溶岩流(3時間以内)の到達範囲
第3次避難対象エリア	溶岩流(3時間 - 24時間)到達範囲
第4次A避難対象エリア	溶岩流(24時間 - 7日間)到達範囲
第4次B避難対象エリア	溶岩流(7日間 - 約40日間)到達範囲

■溶岩流からの避難

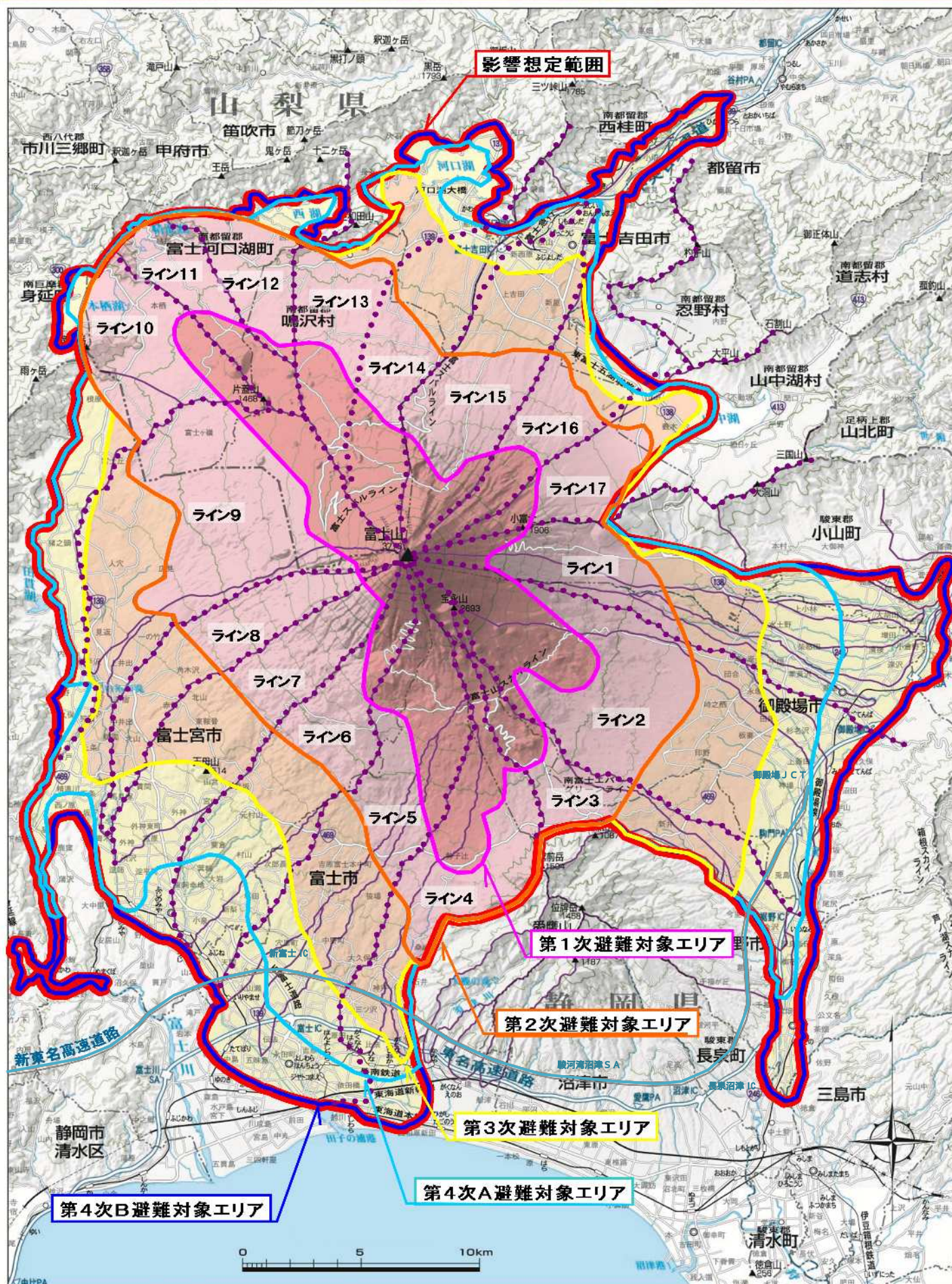
噴火のおそれが生じた際、噴火するまでは火口の位置を予測するのは難しいため、全てのラインが避難対象となります。噴火後は、詳細な火口が不明の場合は、避難が必要なラインを避難対象とし、火口が特定されれば、その火口が存在するラインを避難対象とします。

例えば、ライン14の第1次避難対象エリアに火口が出現した場合、ライン14が主に避難対象となります。ただし、噴火の規模や火口の位置、噴火の仕方によっては、複数のラインが避難対象となる場合もありますので、地元市町村からの情報に注意してください。

なお、避難は各自治会(町内会)等の単で実施することになります。また、避難先は、自治体からの避難勧告等に従ってください。



■溶岩流等の影響想定範囲と避難対象エリア



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分1 地勢図及び数値地図50mメッシュ(標高)を使用した。(承認番号 平25情使、第717号)